

2010年世界農林業センサスの実施概要

1 調査の目的

2010年世界農林業センサスは、平成22年を調査年とする農林業構造統計（統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計）を作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備するとともに、国際連合食糧農業機関（FAO）の提唱する2010年農業センサスのための世界計画の趣旨に従い、各国農林業との比較において我が国農林業の実態を明らかにすることを目的としている。

2 調査の対象

農林業経営体調査においては、規定（9 用語の解説（1）農林業経営体」参照）に該当するすべての農林業経営体（試験研究機関、教育機関、福利厚生施設その他の営利を目的としない農林業経営体を除く）を対象とした。

このほかに、すべての市区町村及び全域が市街化区域に含まれる農業集落を除くすべての農業集落を対象とする農山村地域調査も実施された。

3 調査の期日

平成22年2月1日現在で実施した。

4 調査の方法

農林業経営体調査については、農林水産省－都道府県－市区町村－指導員－調査員の実施系統で行う調査員調査で、農林業経営体による自計調査により実施した。

5 調査の法的根拠

統計法（平成19年法律第53号）、統計法施行令（平成20年政令第334号）及び農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）及び農林業センサス規則の規定に基づき農林水産大臣が定める件（平成16年5月20日農林水産省告示第7071号）に基づき、基幹統計調査として実施した。

6 沿革

農林業に関する全数調査として、昭和25年（1950年）以降10年ごとに世界農業センサス（昭和35年からは林業センサスを同時実施）を、また、その中間年には我が国独自の農業センサスを実施しており、2010年世界農林業センサスで13回目となる（P10 参考「農林業センサスの沿革」参照）。

7 これまでとの違い

全国同一時点の調査結果とするため、これまで調査期日を12月1日現在調査としていた沖縄県もその他の都道府県同様の2月1日現在とした。また、北海道用、都道府県用、沖縄県用に分かれていた調査票を統一し、一種類の調査票とした。

調査対象者や調査員による調査票の記入や審査の負担軽減を図るため、調査結果の利活用状況等を踏まえて、全数調査として把握する必要性が低い調査項目や他の統計調査等で把握可能な調査項目については簡素化・廃止し、農林業の基本構造の把握に一層重点化した。

（簡素化した主な項目）

家族の氏名の記入をとりやめ

販売金額等の把握方法の簡素化

作付面積等の把握方法の簡素化 など

（新規・追加した主な項目）

農業以外の業種から農業への資本金、出資金の提供状況

林業の担い手確保や間伐作業の状況 など

8 利用にあたって

（1）統計数値等について

- ・各単位ごとに四捨五入しており、合計と内訳の計が一致しないことがある。
- ・各表等の増減数、増減率、構成比等は、四捨五入前の原数値により算出している。

（2）「旧市区町村」とは、昭和25年2月1日現在（1950年世界農業センサス）での市区町村をいう。

(3) 統計表中及び表中に用いた記号は以下のとおりである。

「0」…単位に満たないもの(例:0.4ha→0ha)

「-」…調査は行ったが、事実のないもの

「…」…事実不詳又は調査を欠くもの

「△」…負数又は減少したもの

「X」…秘密保護上数値を公表しないもの

(4) 掲載内容について

この冊子は、今回センサスにおいて都道府県経由で実施した「農林業経営体調査」結果の一部の項目について掲載したものである。

(掲載項目以外の結果については、農林水産省の刊行物をご覧ください。)

9 用語の解説

(1) 農林業経営体

農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

(1) 経営耕地面積が30 a 以上の規模の農業

(2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準以上の農業

①露地野菜作付面積 15 a

②施設野菜栽培面積 350 m²

③果樹栽培面積 10 a

④露地花き栽培面積 10 a

⑤施設花き栽培面積 250 m²

⑥搾乳牛飼養頭数 1 頭

⑦肥育牛飼養頭数 1 頭

⑧豚飼養頭数 15 頭

⑨採卵鶏飼養羽数 150 羽

⑩ブロイラー年間出荷羽数 1,000 羽

⑪その他 調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模

(3) 権原に基づいて育林又は伐採(立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。)を行うことができる山林(以下「保有山林」という。)の面積が3 ha以上の規模の林業(調査実施年を計画期間に含む「森林施業計画」を策定している者又は調査期日前5年間に継続して林業を行い育林又は伐採を実施した者に限る。)

(4) 農作業の受託の事業

(5) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業(ただし、素材生産については、調査期日前1年間に200m³以上の素材を生産した者に限る。)

農業経営体

「農林業経営体」の規定のうち(1)、(2)又は(4)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

なお、2000年世界農林業センサスでは、販売農家、農家以外の農業事業体及び農業サービス事業体を合わせた者となる。

林業経営体

「農林業経営体」の規定のうち(3)又は(5)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

家族経営体

「農林業経営体」の規定のうち、世帯単位で事業を行う者をいう。

組織経営体

「農林業経営体」の規定のうち、世帯単位で事業を行わない者に(家族経営でない経営体)をいう。

(2) 組織形態別

法人化している
(法人経営体)

「農林業経営体」の規定のうち、法人化して事業を行う者をいう(一戸一法人は含まれる。)

農事組合法人	農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき農業生産について協業を図ることにより共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。
会社	以下に該当するものをいう。
株式会社	会社法（平成17年法律第86号）に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）に定める特例有限会社の組織形態をとっているものを含む。
合名・合資会社	会社法に基づき、合名会社または合資会社の組織形態をとっているものをいう。
合同会社	会社法に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいう。
相互会社	保険業法（平成7年法律第105号）に基づき、加入者自身を構成員とし、お互いが構成員のために保険業務を行う団体をいう。
各種団体	以下に該当するものをいう。
農協	農業協同組合法に基づき組織された組合で、農業協同組合、農業協同組合の連合組織（経済連等）が該当する。
森林組合	森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づき組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する。
その他の各種団体	農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づき組織された農業共済組合や農業関係団体、または森林組合以外の組合、愛林組合、林業研究グループ等の団体が該当する。林業公社（第3セクター）もここに含める。
その他の法人	農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人で、特例民法法人、一般社団法人、一般財団法人、宗教法人、医療法人などが該当する。
地方公共団体・財産区	地方公共団体とは、都道府県、市区町村が該当する。 財産区とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、市区町村の一部を財産として所有するために設けられた特別区をいう。
個人経営体	「農林業経営体」の規定のうち、世帯単位で事業を行う者をいう（一戸一法人は含まない。）。

農林業経営体の「家族・組織区分」と「個人・法人」区分の概念

	家族（世帯）としての経営		組織（世帯以外）としての経営	
	一戸一法人	非法人	法人	非法人
家族経営体	○	○		
組織経営体			○	○
個人経営体		○		
法人経営体	○		○	

(3) 農業経営組織別

単一経営	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の経営体をいう。
複合経営	準単一複合経営（農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割以上8割未満の経営体をいう。）及び複合経営（農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割未満の経営体をいう。）を合わせた経営体とした。

(4) 土地

経営耕地

調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。

経営耕地＝所有地(田、畑、樹園地)－貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地

経営耕地の取り扱い方

- (1) 他から借りている耕地は、届出の有無に関係なく、また、口頭の賃借契約によるものもすべて借り受けている者の経営耕地（借入耕地）とした。
- (2) 請負耕作や委託耕作などと呼ばれるものであっても、実際は一般の借入れと同じと考えられる場合は、その耕地を借り受けて耕作している者の経営耕地（借入耕地）とした。
- (3) 耕起又は稲刈り等のそれぞれの作業を単位として、作業を請け負う者に委託している場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- (4) 委託者が、収穫物のすべてをもらい受ける契約で、作物の栽培一切を人に任せ、そのかわりあらかじめ決めてある一定の耕作料を相手に支払う場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- (5) 調査期日前1年間に1作しか行われなかった耕地で、その1作の期間を人に貸し付けていた場合は、貸し付けた者の経営耕地とはせず、貸付耕地（借り受けた側の経営耕地）とした。なお、「また小作」している耕地も、「また小作している者」の経営耕地（借入耕地）とした。
- (6) 共有の耕地を割地として各戸で耕作している場合や、河川敷、官公有地内で耕作している場合も経営耕地（借入耕地）とした。
- (7) 協業で経営している耕地は、自分の土地であっても、自らの経営耕地とはせず、協業経営体の経営耕地とした。
- (8) 他の市区町村や他の都道府県に通って耕作（出作）している耕地でも、すべてその農林業経営体の経営耕地とした。したがって、〇〇県や〇〇町の経営耕地面積として計上されているものは、その県や町に居住している農林業経営体が経営している経営耕地の面積であり、いわゆる属人統計であることに留意する必要がある。

耕地の取り扱い方

- (1) 耕地面積には、けい畔を含めた。棚田などでけい畔がかなり広い面積を占める場合には、本地面積の2割に当たる部分だけを田の面積に入れ（斜面の面積ではなく、水平面積を入れる。）、残りの部分については耕地以外の土地とした。
- (2) 災害や労力の都合などで調査期日前1年間作物を栽培していなくても、ここ数年の間に再び耕作する意思のある土地は耕地とした。
しかし、ここ数年の間に再び耕作する意思のない土地は耕地とはせず耕作放棄地とした。
- (3) 新しく開墾した土地は、は種できるように整地した状態になっていても、調査期日までに1回も作付けしていなければ耕地とはしなかった。
- (4) 宅地内でも1a以上まとまった土地に農作物を栽培している場合は耕地とした。
- (5) ハウス、ガラス室などの敷地は耕地とした。ただし、コンクリート床などで地表から植物体が遮断されている場合や、きのこ栽培専門のものの敷地は耕地とはしなかった。
- (6) 普通畑に牧草を作っている場合は耕地とした。また、林野を耕起して作った牧草地（いわゆる造成草地）も耕地とした。
なお、施肥・補播などの肥培管理をしている牧草栽培地は、は種後何年経過していても耕地とし、肥培管理をやめていて近く更新することが確定していないものは耕地以外の土地とした。
- (7) 堤防と河川・湖沼との間にある土地に作物を栽培している場合は耕地とした。
- (8) 植林用苗木を栽培している土地は耕地とした。
- (9) 肥培管理を行っているたけのこ、くり、くるみ、山茶、こうぞ、みつまた、はぜ、こりやなぎ、油桐、あべまき、うるし、つばきなどの栽培地は耕地とした（刈敷程度は肥培管理とみなさない。）。

田	耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地をいう。 水をたたえるということは、人工かんがいによるものだけではなく、自然に耕地がかんがいされるようなものも含めた。したがって、天水田、湧水田なども田とした。 (1) 陸田（もとは畑であったが、現在はけい畔を作り水をたたえるようにしてある土地や湛水のためビニールを張り水稻を作っている土地）も田とした。 (2) ただし、もとは田であってけい畔が残っていても、果樹・桑・茶など永年性の木本性周年植物を栽培している耕地は田とせず樹園地とした。 また、同様にさとうきびを栽培していれば普通畑とした。 なお、水をたたえるためのけい畔を作らず畑地にかんがいでいる土地は、たとえ水稻を作っていても畑とした。
稲を作った田	水稻を作った田をいう。ただし、青刈り用の稲は除いた。
二毛作した田	水稻を作った田のうち、二毛作（裏作）をした田をいう。
何も作らなかった田	災害や労働力不足、転作などの理由で、過去1年間まったく作付けしなかったが、ここ数年の間に再び耕作する意思のある田をいう。 ここ数年の間に再び耕作する意思のない土地は耕作放棄地として、ここには含まない。
畑	耕地のうち田と樹園地を除いた耕地をいう。
普通作物を作った畑	畑のうち、飼料用作物だけを作った畑及び牧草専用地を除くすべてのもので、通常、草本性作物又は苗木等を栽培することを常態とするものをいう。 また、焼畑、切替畑（林野で抜根せず、火入れにより作物を栽培する畑及び畑と山林を輪番し、切り換えて利用する畑）など不安定な畑も含めた。
飼料用作物だけを作った畑	飼料用作物や牧草のみを栽培した畑をいう。 牧草と輪作している畑はここに含めた。 牧草だけを継続して作った畑は、「牧草専用地」とした。
牧草専用地	牧草だけを継続的に栽培している土地をいう。 (1) 牧草のは種後何年経過していても、施肥及び補はんなどの肥培管理をしていればここに含めた。 (2) 草地造成により造成した牧草地を含めた（この場合の造成草地とは、牧草のは種を完了したものをいう。）。 ただし、共有及び公有の造成草地で割地されていないものは除いた。
何も作らなかった畑	災害や労働力不足などの理由で、過去1年間まったく作付けしなかったが、ここ数年の間に再び耕作する意思のある畑をいう。 ここ数年の間に再び耕作する意思のない土地は耕作放棄地として、ここには含まない。
樹園地	木本性周年作物を規則的又は連続的に栽培している土地で果樹、茶、桑などが1a以上まとまっているもの（一定のうね幅及び株間を持ち、前後左右に連続して栽培されていることをいう。）で肥培管理している土地をいう。 花木類などを5年以上栽培している土地もここに含め 樹園地に間作している場合は、利用面積により普通畑と樹園地に分けて計上した。
借入耕地	他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。
耕作放棄地	以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意志のない土地をいう。

(5) 農業用機械

所有台数

機械の購入者ではなく、実際に機械を管理している者をその機械を所有している者とみなした。

また、数戸で共有している機械で、現在、当該調査客体で保管・管理している機械も含めた。ただし、集落営農に参加し、集落営農が祖示唆として所有している機械は集落営農側の機械とした。

(6) 農業労働力

経営者

男女を問わず、その農業経営に責任を持つ者をいい、集落営農や協業経営の場合は構成員を含めた。

農産物の生産又は委託を受けて行う農作業の時期の決定や、作物及び家畜の出荷（販売）時期の決定を行うといった、日常の農業経営における管理運営の中心となっている者をいう。

ただし、農業経営に対する出資のみを行っていて、実際の仕事に従事していない者は含まない。

雇用者

雇用者は、農業経営のために雇った「常雇い」及び「臨時雇い」（手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む）の合計をいう。

常雇い

主として農業経営のために雇った人で、雇用契約（口頭の契約でも構わない）に際し、あらかじめ7か月以上の期間を定めて雇った人をいう。

臨時雇い

日雇い、季節雇いなど農業経営のために臨時雇いした人で、手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。

(7) 販売目的の作物

販売目的の作物

販売を目的で作付け（栽培）した作物であり、自給用のみを作付け（栽培）した場合は含まない。

また、販売目的で作付け（栽培）したものを、たまたま一部自給向けにしたものは含めた。

なお、作物について露地及び施設別に区分した。

露地

屋根などの覆いのない土地をいう。

施設

ビニールハウス、ガラス室などで、その中で普通の姿勢で作業できるものをいう。

(8) 販売目的の家畜

乳用牛

現在搾乳中の牛（乾入中の牛を含む）のほか、将来搾乳する目的で飼っている牛、種牛（種牛候補を含む）及びと殺前に一時肥育している乳廃牛をいう。

なお、肉用として肥育している未經産牛や肉用のおす牛、産後すぐ（1週間程度）に肉用として売予定の子牛はここには含めずに肉用牛に含めた。

肉用牛

肉用を目的として飼養している乳用牛以外の牛をいう。

乳用牛、肉用牛の区分は、品種区分ではなく、利用目的によって区分しており、乳用種のおすばかりでなく、子取り用のめす牛や未經産のめす牛も肥育を目的として飼養している場合は肉用牛とした。

豚

子取り用に飼養している6か月齢以上のめす豚及び自ら肥育し、肉用として販売することを目的に飼養している豚をいう。

採卵鶏

卵の販売目的で飼養している鶏（ひなどりを含む。）をいう。

種鶏やブロイヤー、愛がん用の東天紅・尾長鳥・ちゃぼなどは含まない。

なお、廃鶏も調査期日現在まだ飼養していれば、便宜上ここに含めた。

ブロイラー	当初から食用に供する目的で飼養し、原則としてふ化後3か月未満で肉用として出荷した鶏をいう。肉用種、卵用種は問わない。
(9) 農作業の受託	
農作業の受託	自分の持っている機械（借入れを含む）を使ってよその農作業を個人として請け負ったものと、複数の農家の組織活動として請け負ったものの両方を含むが、経営を受託したものは含まない。
水稲作作業の受託	全作業受託とは、同一の世帯又は組織から水稲作の育苗から乾燥・調製までの全作業を受託したことをいう。 部分作業受託とは、水稲作の育苗、耕起・代かき、田植、防除、稲刈り・脱穀、乾燥・調製のうち、1種類以上の作業について受託したことをいう。
(10) 農業生産関連事業	
農産物の加工	販売を目的として、自ら生産した農産物をその使用割合の多寡にかかわらず用いて加工していることをいう。
貸農園・体験農園等	所有又は借り入れている農地を第三者を経由せず農園利用方式等により非農業者に利用させ、使用料を得ているものをいう。 なお、自己所有の農地を地方公共団体・農協が経営する市民農園に有償で貸与しているものは含まない。
観光農園	農業を営む者が、観光客等の第三者にほ場において自ら生産した農産物の収穫等の一部農作業を体験又はほ場を鑑賞させて代金を得ている事業をいう。
農家民宿	農業を営む者が、旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づき都道府県知事の許可を得て観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した農作物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得ている事業をいう。
農家レストラン	農業を営む者が、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき都道府県知事の許可を得て、不特定の者に自ら生産した農作物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得ている事業をいう。
海外への輸出	収穫した農産物等を商社や団体を経由して海外へ輸出している場合、又は輸出を目的として農産物の生産に取り組んでいる場合をいう。
(11) 総農家等	
農家	調査期日現在で、経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10a未満であっても、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。 「農業を営む」とは、営利又は自家消費のために耕種、養畜、養蚕、又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいう。
販売農家	経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。
自給的農家	経営耕地面積が30a未満で、かつ、調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。
土地持ち非農家	農家以外で耕地及び耕作放棄地を5a以上所有している世帯をいう。
(12) 主副業別	
主業農家	農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。

準主業農家	農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。
副業的農家	調査期日前1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）をいう。
農業専従者	調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した者をいう。

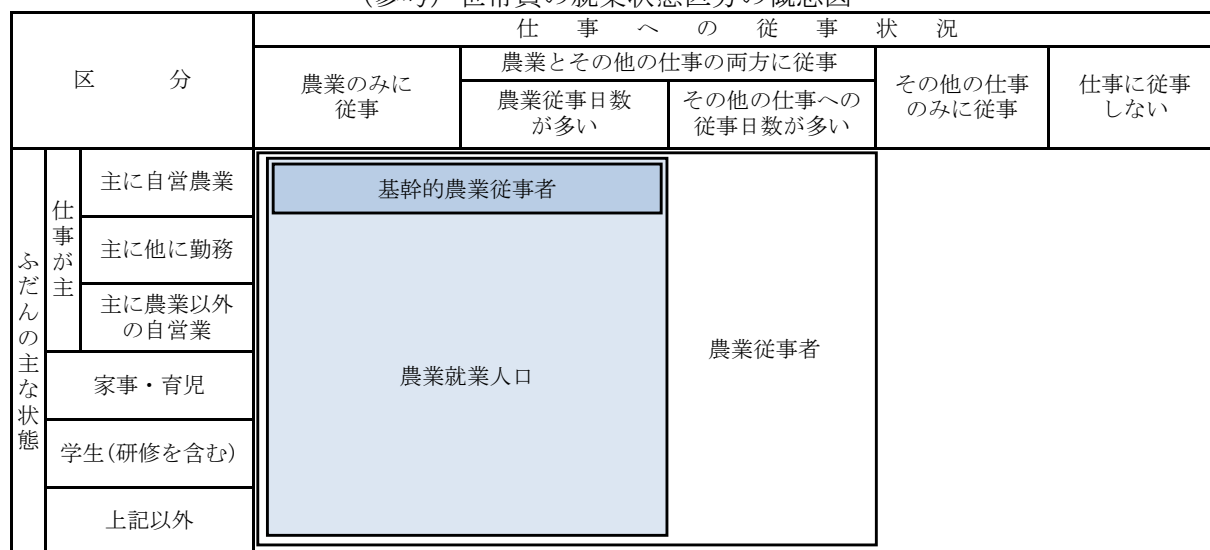
(13) 専業業別

専業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家をいう。
兼業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家をいう。
兼業従事者	調査期日前1年間に他に雇用されて仕事に従事した者又は農業以外の自営業に従事した者をいう。
第1種兼業農家	農業所得を主とする兼業農家をいう。
第2種兼業農家	農業所得を従とする兼業農家をいう。
生産年齢人口	15～64歳の者をいう。

(14) 販売農家の家族労働力

世帯員	原則として住居と生計を共にしている者をいう。出稼ぎに出ている人は含むが、通学や就職のためによそに住んでいる子弟は除く。 また、住み込みの雇人も除く。
農業従事者	15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。
農業就業人口	自営農業に従事した世帯員（農業従事者）のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者をいう。
基幹的農業従事者	農業就業人口（自営農業に主として従事した世帯員）のうち、ふだん仕事として主に農業に従事している者をいう。

(参考) 世帯員の就業状態区分の概念図



(15) 保有山林の状況

所有山林	実際に所有している山林をいう。 なお、登記はすんでいないものの、実際に相続している山林や購入した山林を含む。 また、共有林などのうち、割り替えされない割地（半永久的に利用できる区域）があれば、それも含めた。
貸付山林	所有山林のうち、山林として使用するため貸し付けている土地及び分収（土地所有者と造林者が異なり、両方で収益を分配するもの）させている山林をいう。
借入山林	単独として山林として使用するため借り入れている土地及び分収している山林をいう。 また、共有林などのうち、割り替えされる割地があれば、それも含めた。
保有山林	保有山林＝所有山林－貸付山林＋借入山林

(16) 素材生産量

素材生産量	素材とは「丸太」のことをさし、原木ともいう。 一般的には立法メートル（m ³ ）の単位で表示される。 なお、立木買いによる素材生産（立木を購入し、伐採して素材のまま販売することをいう。）量を含む。
-------	---

(17) 林業作業

植林	山林とするために、伐採跡地や山林でなかった土地へ、苗木の植え付け、種子の蒔き付け、挿し木などをすることをいう。
下刈りなど	林木の健全な育成のために行う下刈り、除伐、つる切り、枝打ち、雪起こしなどの植林から間伐までの保育作業をいう。 なお、作業を年2回以上同一区画で行った場合あるいは同一区画で別々の作業を行った場合の面積は、実面積とした。
間伐	材木を健全に成長させるため、立木密度を調整し、劣勢木、不用木など林木の一部を伐採することをいう。
主伐	一定の林齢に育成した立木を用材等で販売するために伐採することをいう。 なお、主伐には、一度に全面積伐採する皆伐と、区画内の立木を何回かに分けて抜き切りする択伐があるが、択伐の場合であっても、面積は、伐採した全体の区画とした。また、被害木の伐採は含まない。
林業作業の受託	よその林業作業(立木買いによる素材生産を含む。)を請け負うことをいう。

※数値の比較について

以下の統計については、2010年世界農林業センサスと2005年農林業センサスでは調査対象又は調査方法が異なるため、比較する際には留意する必要がある。

臨時雇い数 雇用者数	2010年世界農林業センサス農林業経営体調査の調査票では、臨時雇いについて「臨時雇い」と「手間替え・ゆい（労働交換）・手伝い」を一括りで把握しているが、2005年農林業センサスでは、それぞれ区分して把握している。 このため、2005年農林業センサスでは、同一の者が両方に該当した場合は重複してそれぞれの項目でカウントされることから、2010年世界農林業センサスよりも過大となる可能性がある。
---------------	--

農業センサスの沿革

(昭.23～28年度) 昭和25年2月1日	1950年 世界農業センサス	農家調査 農業事業体調査	農家以外 の農業事業体調査	抽出農家調査 (1/20)
(昭.28～33年度) 昭和30年2月1日	昭和30年 臨時農業基本調査	農家調査	農業集落調査	
(昭.33～37年度) 昭和35年2月1日	1960年 世界農業センサス	農家調査 農業事業体調査	農家以外 の農業事業体調査	農業集落調査 農業事業体調査 林業事業体調査 林業以外 の林業事業体調査 業地 林業調査 (8月1日)
(昭.37～41年度) 昭和40年2月1日	1965年 農業センサス	農家調査	農業的 企業体調査	農業集落 概況調査
(昭.41～47年度) 昭和45年2月1日	1970年 世界農業センサス	農家調査 農業事業体調査	農家以外 の農業事業体調査	農業集落調査 林業事業体調査 林業以外 の林業事業体調査 業地 林業調査 (8月1日)
(昭.47～52年度) 昭和50年2月1日	1975年 農業センサス	農家調査 農業事業体調査	農家以外 の農業事業体調査	農村環境 総合調査
(昭.52～57年度) 昭和55年2月1日	1980年 世界農業センサス	農家調査 農業事業体調査	農家以外 の農業事業体調査	農業集落調査 林業事業体調査 林業以外 の林業事業体調査 業地 林業調査 (8月1日)
(昭.57～62年度) 昭和60年2月1日	1985年 農業センサス	農家調査 農業事業体調査	農家以外 の農業事業体調査	地域農業 組織化調査
(昭.62～平.4年度) 平成2月1日	1990年 世界農業センサス	農家調査 農業事業体調査	農家以外 の農業事業体調査	農業集落調査 林業事業体調査 林業以外 の林業事業体調査 業地 林業調査 (8月1日)
(平.4～9年度) 平成7年2月1日	1995年 農業センサス	農家調査 農業事業体調査	農家以外 の農業事業体調査	農業サービス 事業体調査 環境総合調査
(平.9～14年度) 平成12年2月1日	2000年 世界農業センサス	農家調査 農業事業体調査	農家以外 の農業事業体調査	農業サービス 事業体調査 農業集落調査 林業事業体調査 林業以外 の林業事業体調査 業地 林業調査 (8月1日)
(平.14～19年度) 平成17年2月1日	2005年 農業センサス	農家調査 農業事業体調査	農家以外 の農業事業体調査	農業サービス 事業体調査 農村集落調査 (11月1日)
(平.19～24年度) 平成22年2月1日	2010年 世界農業センサス	農家調査 農業事業体調査	農家以外 の農業事業体調査	農業サービス 事業体調査 農業集落調査 林業事業体調査 林業以外 の林業事業体調査 業地 林業調査 (8月1日)